

愛知県新型コロナウイルス 感染拡大予防対策指針

県民の皆様の生命と健康を守り
活力ある社会経済活動を維持するために

2020年 5月26日

愛 知 県

目次

県民・事業者の皆様へのメッセージ	P-	1
1. これまでの経過	P-	15
(1) 感染状況と医療提供状況等	P-	15
(2) 愛知県独自の緊急事態宣言と緊急事態措置	P-	16
(3) 第2波への対応	P-	18
2. 対策の基本指針	P-	21
3. 個別対策ごとの実施方針	P-	23
(1) 感染状況等の監視	P-	23
(2) 県民・事業者の皆様へのお願い	P-	24
1) 感染防止対策の徹底	P-	24
2) 一定の期間を設けて段階的に緩和	P-	24
3) 都道府県をまたぐ移動	P-	25
4) クラスタ発生実績のある施設の利用	P-	25
5) 催物(イベント等)の開催	P-	25
6) 事業者へのお願い等	P-	33
7) 第3波への対応	P-	34
(3) 医療面での対策	P-	36
① 医療提供体制の維持・強化	P-	36
② 検査体制の維持・強化	P-	37
③ 医療資機材の調達	P-	38
④ さらなる対策	P-	38
(4) 学校・教育	P-	39
① 学校における教育活動の再開に向けた準備・再開後の感染症対策	P-	39
② 児童生徒のオンライン学習の支援	P-	39
③ さらなる対策	P-	40
(5) 経済対策	P-	41
① 事業者に対する支援	P-	41
② 家計に対する支援	P-	44
③ さらなる対策	P-	44
(6) その他の取組	P-	44
① 防災対策における感染防止対策～避難所の感染防止対策	P-	44
② 宿泊事業者が実施する感染防止対策への支援	P-	46
③ 県民・事業者の皆様への情報提供	P-	46
④ 県の実施体制及び国・市町村等との連携	P-	46
参考資料	P-	47

本指針の策定趣旨

この「愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針」は、県民の皆様
の生命を守り、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持
続的に可能とするため、感染症を巡る状況を的確に把握し、県や市町
村、医療関係者、専門家、県民や事業者が一丸となって、感染拡大予防
対策をさらに進めていくため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以
下「法」という。)第24条第9項に基づき、県民及び事業者の皆様
に協力を要請する事項など、今後、講じるべき対策を、現時点で整理し、
対策を実施するにあたっての指針を定めたものです。

策定	2020年	5月26日
第1回変更	2020年	6月 1日
第2回変更	2020年	6月17日
第3回変更	2020年	7月16日
第4回変更	2020年	7月25日
第5回変更	2020年	8月 4日
第6回変更	2020年	8月 7日
第7回変更	2020年	8月25日
第8回変更	2020年	9月17日
第9回変更	2020年	11月 9日
第10回変更	2020年	11月20日
第11回変更	2020年	12月 2日
第12回変更	2020年	12月29日

「**嚴重警戒**」 年末年始で第3波を克服するために

県民・事業者の皆様へのお願い

県内では、第3波による感染拡大が継続し、連日、新規陽性者数、入院者数や重症入院者数が過去最大値を更新するなど、極めて厳しい状況が続いています。

このため、本県では、県内全ての医療機関と協力して、検査体制を強化し、医療提供体制の確保に全力をあげています。

また、感染防止対策でも、酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮要請等を、愛知県全域に拡大するとともに、1月11日・成人の日まで期間を延長し、オール愛知での取組を全力で推進しています。

年末年始の時期を迎え、県民の皆様、医療関係者、市町村、団体、企業が一丸となり、ご自身と大切な人、ふるさとあいちを守り、第3波の大きな波を克服するため、感染防止対策にご理解とご協力を強くお願いします。

1. 対象区域 愛知県全域
2. 対象期間 2021年 1月11日(月)まで 20日間
3. 要請事項

①不要不急の行動自粛

- 年末年始の休暇期間中は、不要不急の行動自粛をお願いします。
- 人の多いところには出かけず、家族など、いつも一緒にいる人と、静かに過ごしましょう。

②県をまたぐ不要不急の移動自粛

- 県をまたぐ不要不急の移動自粛をお願いします。
- 帰省や旅行は、休暇の分散取得等で混雑する時期を避けるなど、延期も含めて家族で慎重に検討をお願いします。
- 帰省する場合は、帰省の前から大人数での会食など感染リスクの高い行動を避け、体調管理を徹底し、体調が優れない場合は、帰省や旅行を控えて下さい。
- 事業者におかれても、従業員の休暇の分散取得に協力をお願いします。
- 感染が拡大している都市域への移動に際しては、自覚を持って適切な行動をお願いします。

③初詣など年末年始の行事における感染防止対策の徹底

- 初詣は、混雑する三が日を避ける「分散参拝」や、マスクの着用、境内での三密回避、一方通行・人数制限など、寺社等の感染防止対策に協力をお願いします。
- クリスマス、カウントダウンイベント、成人式など、年末年始の行事に参加する場

合は、人との距離の確保、マスクの着用、大声で会話や飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛して下さい。

○主催者は、オンライン開催や開催時期の分散など、慎重に検討をお願いします。

④営業時間短縮と感染拡大予防ガイドライン等の徹底

○県内全ての酒類を提供する飲食店等に対し、1月11日まで、営業時間の短縮等を要請します。

○全ての施設で、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを遵守し、感染防止対策の徹底を強くお願いします。

○事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けて下さい。

○利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力をお願いします。

⑤高齢者等への拡大防止

○重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦に配慮し、これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けて下さい。

○特に、高齢者の方が多く利用する施設等では、高齢者を守る8つのポイントを遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。

⑥基本的な感染防止対策の徹底

○「感染しない、感染させない」を徹底して下さい。

○大人数での忘年会や新年会は自粛をお願いします。

会食・飲食は、普段から一緒にいる人と、少人数で、ガイドラインを遵守したステッカー掲載店を利用、会話時のマスク着用、短時間・適度な酒量でお願いします。

○日頃から、三密が発生する場所を徹底して避け、「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底して下さい。

○タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えて下さい。特に、飲酒後の乗車時には注意をお願いします。

○適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行って下さい。

○発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。

○接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげて下さい。

2020年 12月23日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県新型コロナウイルス感染症

年末年始で
第3波を克服するために

嚴重警戒

区域：愛知県全域

期間：2021年1月11日（月）まで20日間

① 不要不急の行動自粛

- 人の多い場所に行かない
- いつも一緒にいる人と
静かに過ごしましょう



② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- 帰省や旅行は、
オンライン帰省や
延期も含めて慎重に



③初詣等行事の対策徹底

分散参拝・寺社の対策に協力を

- 三が日を避け、ゆっくりと
- マスク着用・手指消毒
- 境内での三密回避 等



成人式等での対策徹底

- 参加する場合は対策徹底
- 対策がとれない場合は参加を自粛
- 主催者は時期分散など慎重に

④時短とガイドラインの徹底

時間短縮要請に協力を

- 区域=愛知県全域
- 対象=酒類を提供する飲食店等



全施設で感染防止を徹底

- 業種別ガイドラインを徹底
- 利用者は
ステッカー掲示施設を



⑤ 高齢者等への拡大防止

- 高齢者・基礎疾患のある方に配慮
- 高齢者を守る8つのポイントを徹底

⑥ 感染防止対策の徹底

- 感染しない・させない
- 大人数の忘年会、新年会は自粛



感染リスク 高まる 5つの場面

飲酒を伴う懇親会等

狭い空間・回し飲みや箸などの共用に注意



大人数や長時間におよぶ飲食

大人数での会食や宴会・大声での会話を控える



マスクなしでの会話

近距離での会話、昼カラオケ、車・バスでも注意



狭い空間での共同生活

寮の部屋やトイレなど共用部分での感染にも注意



居場所の切り替わり

休憩時間での気の緩み、休憩室・喫煙所・更衣室でも注意



感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫

利用者

飲酒は ① **少人数・短時間**で、② **なるべく普段一緒にいる人と**、
③ **深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量**で

箸やコップは使い回さず、一人ひとりで

座の配置は**斜め向かい**に（正面や真横はなるべく避ける）

会話する時は、なるべく**マスク**着用

ガイドラインを遵守した「**安全・安心宣言ステッカー**」掲示店で

体調が悪い人は参加しない

お店

お店は**ガイドライン**・**県の感染防止対策リスト**の遵守を

「**安全・安心宣言ステッカー**」を掲示し、利用者に留意事項の遵守や、**接触確認アプリCOCOA**のダウンロードを働きかける

寒冷な場面における感染防止等のポイント

■ 1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用（ウイルスを移さない）
- 人と人の距離を確保（1mを目安に）
- 「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

■ 2. 寒い環境でも換気の実施

- 機械換気による常時換気を
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で常時窓開け（窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！）
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により1000ppm以下を維持

■ 3. 適度な保湿（湿度40%以上を目安）

- 換気しながら加湿を（加湿器使用や洗濯物の室内干し）
- こまめな拭き掃除を

県民・事業者の皆様へのお願い

県内の感染状況は「警戒領域」に移行しましたが、感染症のリスクは依然として社会生活の場に続いており、社会経済活動とのバランスをとりながら、感染拡大の防止に取り組んでいくことが必要です。

県民・事業者の皆様には、引き続き、「警戒領域」として、以下の対策を徹底していただくようお願いいたします。

① 感染防止対策の徹底

- 全ての施設で、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを遵守し、感染防止対策の徹底を強くお願いします。
- 事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けて下さい。
- 利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力をお願いします。

② 高齢者等への拡大防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦に配慮し、これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けて下さい。
- 特に、高齢者の方が多く利用する施設等では、高齢者を守る8つのポイントを遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。

③ 不要不急の行動自粛・行動の変容

- 「感染しない、感染させない」を徹底して下さい。
- 大人数での会食や宴会は自粛し、「三つの密」が生じ、大声での会話等で飛沫が飛び交う場の利用は避けて下さい。
- 日頃から、3つの密が発生する場所を徹底して避けるとともに、マスクの着用、手洗い、消毒、換気など、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげて下さい。

④ 不要不急の東京等への移動自粛

- 東京を中心とする首都圏への不要不急の移動は自粛をお願いします。

「緊急事態宣言」解除に際して

県民・事業者の皆様へのメッセージ

愛知県では、7月中旬から急激に拡大した新型コロナウイルス感染症の第二波を抑え込むため、お盆休み期間をまたぎ、8月5日から8月24日迄の20日間、栄・錦地区にエリアを限定し、営業時間短縮等を要請するとともに、翌8月6日に、「緊急事態宣言」を発出し、不要不急の行動自粛と行動変容、帰省や旅行など県をまたぐ不要不急の移動自粛、ガイドラインの遵守等感染防止対策の徹底等を県民・事業者の皆様にお願ひしてまいりました。

この結果、7月28日から100人を上回っていた新規感染者数は、8月11日には一旦100人を下回り、8月14日以降は二桁台で推移しています。また、直近7日間の平均入院患者数も8月13日をピークに減少を続けています。

また、医療関係者のご協力のもとで入院病床の確保や、宿泊療養施設の開設による医療提供体制の拡充を進めるとともに、PCR検査所の開設等検査体制の強化を図るなど、万全の体制をとっているところです。

これらの状況を勘案し、本日をもって、緊急事態宣言及び栄・錦地区における営業時間短縮等の要請を解除することといたします。

一方で、新規感染者の発生など、感染症のリスクは依然として社会生活の場が続いているため、今後も、社会経済活動とのバランスをとりながら、感染拡大の防止に取り組んでいくことが不可欠であります。

県民・事業者の皆様には、引き続き、「嚴重警戒」として、別紙1により、新たな日常に対応した行動変容、特に高齢者等重症化リスクの高い方々への配慮、感染防止対策の徹底等をお願いいたします。

県においても、感染状況と医療提供体制等の状況を監視するとともに、PCR検査体制の拡充や、新型コロナウイルス専門病院の開設による医療提供体制の強化に全力をあげてまいります。

今後も、県民の皆様、医療関係者、市町村、事業者の皆様が一丸となり、オール愛知で、感染症の克服に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

2020年 8月 24日

愛知県知事 大村 秀章

県民・事業者の皆様へのお願い

① 不要不急の行動自粛・行動の変容

- 「感染しない、感染させない」を徹底して下さい。
特に、重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦に配慮し、これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けて下さい。
- 20代・30代の若い世代の方々は、引き続き、不要不急の行動の自粛と、自覚を持った行動をお願いします。
- 5～6人以上の大人数での会食や宴会は自粛し、「三つの密」が生じ、大声での会話等で飛沫が飛び交う場の利用は避けて下さい。
- 日頃から、3つの密が発生する場所を徹底して避けるとともに、マスクの着用、手洗い、消毒、換気など、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげて下さい。

② 感染防止対策の徹底

- 全ての施設で、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを遵守し、感染防止対策の徹底を強くお願いします。
- 事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けて下さい。
- 利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力をお願いします。

③ 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- 東京を中心とする首都圏への不要不急の移動は自粛をお願いします。
- 感染が拡大している都市域への移動に際しては、自覚を持って適切な行動をお願いします。
- 移動先でも、目的地の自治体が出す最新情報を確認し、体調管理と基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

新型コロナウイルス感染症 愛知県緊急事態宣言

全国及び愛知県の新型コロナウイルス感染症第二波の感染状況等に鑑み、その拡大を防止するため、愛知県緊急事態宣言を発出する。

新型コロナウイルス感染症の第二波は、東京等から大都市圏域へと拡大し、愛知県においても、7月15日に16人の感染者を出して以降、急激に増加を続け、7月31日に過去最多の193人に達するなど極めて厳しい状況が続いている。

7月以降の感染者の70%は30歳代以下で、95%が軽症・無症状者となっているが、最近、40代・50代や中等症者が増加傾向を示しており、重症化しやすい高齢者や基礎疾患のある方々への拡大を防止することが強く求められている。

このため、愛知県では、県民の皆様の生命と健康を守ることを最優先に、医療・検査体制に万全を期すとともに、7月21日に「警戒領域」、7月29日には「嚴重警戒」として、県民・事業者に対し、特に20代・30代の若い世代に不要不急の行動自粛、事業者に感染拡大予防ガイドラインの遵守徹底、東京等への不要不急の移動自粛を強く呼びかけてきた。

また、8月2日には、「接待を伴う飲食店」等で多くのクラスターが発生し、感染が拡大していることを踏まえ、三大都市圏で足並みを揃え、栄・錦地区にエリアを限定し、営業時間短縮等を要請したところであるが、お盆休み期間を控え、緊急事態宣言を発出し、不要不急の行動自粛や帰省の際の注意等を要請することとした。

県民の皆様、医療関係者、市町村、団体、企業が一丸となり、オール愛知で第二波の大きな波を乗り越えていくため、ご理解とご協力を強く願います。

1. 対象区域 愛知県全域
2. 対象期間 8月6日(木)から8月24日(月)まで 19日間
3. 要請事項 別紙1「**緊急事態宣言**県民・事業者の皆様へのお願ひ」に協力を

2020年 8月 6日

愛知県知事 大村 秀章

県民・事業者の皆様へのお願い

① 不要不急の行動自粛・行動の変容

- お盆休み期間中は、不要不急の行動の自粛をお願いします。
- 20代・30代の若い世代の方々は、改めて、不要不急の行動の自粛と、自覚を持った行動をお願いします。
- 5～6人以上の大人数での会食や宴会は自粛し、「三つの密」が生じ、大声での会話等で飛沫が飛び交う場の利用は避けて下さい。
- 「感染しない、感染させない」を徹底して下さい。
特に、重症化しやすい高齢者、妊婦、基礎疾患のある方々に配慮し、これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けて下さい。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげて下さい。

② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- お盆休みの期間中の帰省については、もう一度、家族と検討をお願いします。
体調が優れない場合は、帰省や旅行を控えて下さい。
- 帰省や旅行先でも、居住地や目的地の自治体が出す最新情報を確認し、
体調管理と基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- 東京を中心とする首都圏への不要不急の移動は自粛をお願いします。
- 感染が拡大している都市域への移動に際しては、自覚を持って適切な行動をお願いします。

③ 感染防止対策の徹底

- 全ての施設で、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを遵守し、感染防止対策の徹底を強くお願いします。
- 事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けて下さい。
- 利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力をお願いします。
- 名古屋市中区の栄・錦地区で、接待を伴う飲食店等に対し、営業時間の短縮等を要請します。

「嚴重警戒」営業時間短縮・休業の要請 県民・事業者の皆様へのメッセージ

愛知県では、緊急事態宣言の解除以降、社会経済活動とのバランスをとりながら、再度の感染防止に取り組んできましたが、7月15日に感染者数が16人となり、50人を超えた21日には「警戒領域」、100人を超えた翌29日には別紙により「嚴重警戒」をお願いしたところです。

しかし、昨日過去最多の193人に達するなど、極めて厳しい状況が続いているため、以下により、エリアを限定して、営業時間の短縮等を要請することといたしました。

県民・事業者の皆様には、第2波の大きな波が来たという心構えを持ち、感染拡大の防止にご協力をいただきますよう強くお願いいたします。

1. 要請目的

「接待を伴う飲食店」「酒類の提供を行う飲食店」等で、多くのクラスターが発生し、感染が拡大しているため、東京都・大阪府・愛知県の三大都市圏で足並みを揃え、エリアを限定して、「営業時間の短縮」等を要請する。

2. 実施内容

- (1) 区域 : 名古屋市中区の栄・錦地区
- (2) 期間 : 8月5日(水)～8月24日(月)の20日間
- (3) 業種 : 接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店、カラオケ店
- (4) 要請内容
 - 業種別ガイドラインを遵守する安全安心宣言施設ステッカー掲示店には「営業時間の短縮(5時～20時)」を要請
 - 業種別ガイドラインを遵守していない店舗に対しては、「休業」を要請

2020年 8月 2日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県緊急事態宣言の解除に際して 県民・事業者の皆様へのメッセージ

I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた愛知県の取り組み

愛知県では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、4月10日に県独自の「愛知県緊急事態宣言」を発出し、「緊急事態措置」を定め、直ちに実施に移すとともに、4月16日の国の「緊急事態宣言」に基づく特定警戒都道府県への指定、5月4日には国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを受け、緊急事態宣言の期間を5月31日まで延長し、全力で感染防止対策に取り組んでまいりました。

この結果、新規感染者数は4月25日に一人となって以降、大きく減少傾向にあり、医療提供体制も十分に確保できており、5月14日には、国においても、法に基づく緊急事態宣言の対象区域から解除されたところです。

医療関係者の皆様には、昼夜を問わず最前線で献身的に対応をいただくとともに、県民や事業者の皆様には、外出自粛や休業要請などにご協力をいただき、全ての皆様に、心より感謝申し上げます。

II. 社会経済活動の再開

そうした中で、本県では、引き続き、感染防止対策の実施が必要であるため、県独自の緊急事態宣言の期間とした5月31日まで、緊急事態措置を継続しつつ、段階的に社会経済活動のレベルを上げていくため、学校については、18日以降の分散登校日の設定や25日からの分散登校や時差登校などを実施しています。

事業者の皆様への休業要請についても、徹底した感染防止対策の実施を前提に、順次、緩和することとし、5月15日にはクラスター発生実績が無い施設を、5月19日には、徹底した感染防止対策により三つの密の回避が可能な施設を、さらに5月22日には、クラスター実績のある施設を除いた施設の休業要請を解除いたしました。

Ⅲ. 愛知県緊急事態宣言等の解除

全国的にも、新規感染者数の減少等から、5月21日に関西圏の2府1県が、25日は、残された首都圏1都3県と北海道の緊急事態宣言が解除され、全ての都道府県で、感染拡大防止対策を講じつつ、社会経済活動を再開するための取組が始まっています。

本県では、5月14日の国の宣言の対象区域の解除後も、感染状況は、国が判断の目安としている新規感染者数を大きく下回り、減少を続けています。

これらの状況を総合的に勘案し、本県においても、「愛知県緊急事態宣言」及び「愛知県緊急事態措置」を解除することといたします。

Ⅳ. 徹底した感染防止対策の実施を

一方で、断続的に新規感染者が発生するなど、感染症のリスクは、依然として社会生活の場に存在していますので、今後も、社会経済活動を持続的に両立させながら、再度の感染拡大を防止していくことが不可欠であります。

このため、引き続き、県民の皆様には、3つの密を避けるなど、「新しい生活様式」の実践を、事業者の皆様には、個別施設ごとに、あらゆるリスクに備え、徹底した感染防止対策の実施をお願いします。

県においても、感染状況と医療提供体制の確保の状況を、新規感染者数、陽性率、入院患者数により監視を続け、判断基準となる指標を超えるなど、感染の拡大が認められた場合には、迅速かつ的確に規制による感染防止対策を講じてまいります。

県民の皆様の生命と健康を守ることを、引き続き最優先課題とし、一日でも早く、安心な日常生活と、活力ある社会経済活動を取り戻していくため、県民の皆様、医療関係者、市町村、事業者の皆様と一致協力し、一体となって、感染症の克服に取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

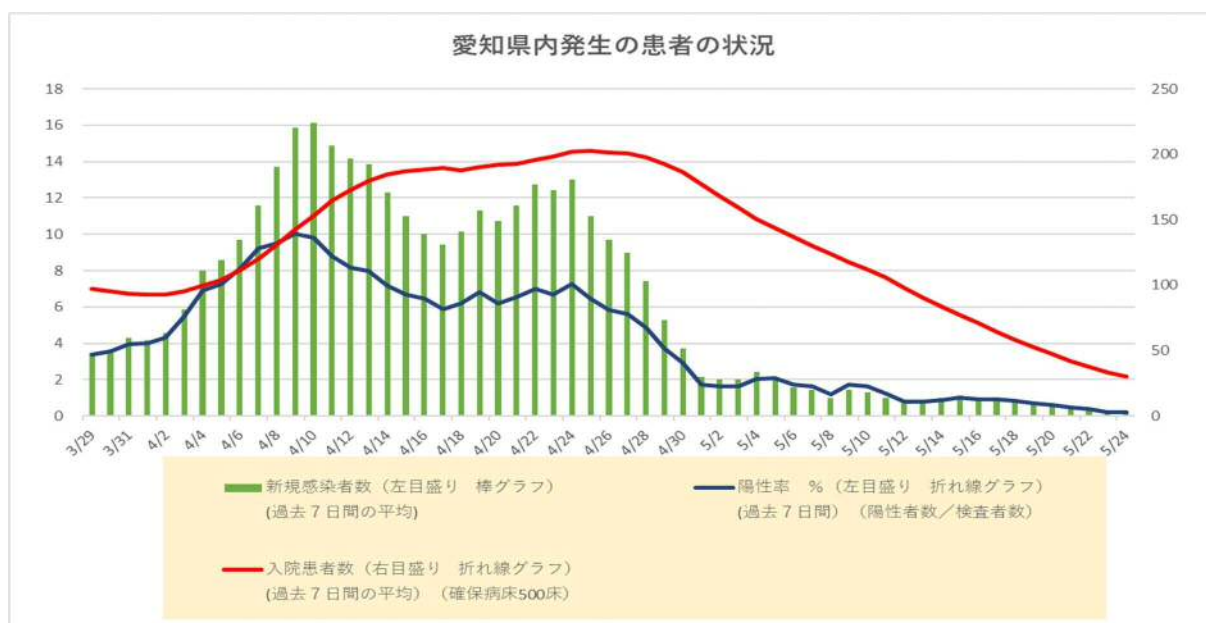
2020年 5月26日

愛知県知事 大村 秀章

1. これまでの経過

(1)感染状況と医療提供状況等

- 昨年12月に中国武漢市で確認された新型コロナウイルス感染症は、全世界に拡大し、本県においても1月に中国人渡航者の感染が確認され、2月以降、感染者の発生が続き、感染者数は2月27人、3月149人、4月305人(再感染者除く)となりました。
- 医療面に関しては、感染が疑われる方々を保健所に設置した帰国者・接触者相談センターで受け付け、受診が必要な方を帰国者・接触者外来へ紹介し、陽性と判明した方には、感染症指定医療機関等で入院治療していただく体制により対応してきました。そうした中、4月上旬から患者数が急速に増加するとともに、感染経路不明者も多く確認されたことを踏まえ、「愛知方式」として、重症・中等症の方に医療を重点的に提供し、無症状・軽症者の方には宿泊施設等で療養していただく体制を整備しました。
- また、県衛生研究所のPCR検査の機能強化等により、県全体の検査能力の拡充を図るとともに、PCR検査能力の拡充を検査件数の増加につなげるため、検査対象者の拡大を保健所等へ周知しました。さらに、検査を集中的に行うPCR検査所を5月15日に設置しました。
- 4月下旬以降、感染者数は減少傾向となり、5月の感染者数は24日までで21人(再感染者除く)、また、5月24日現在、入院者は25人となっています。



(2)愛知県独自の緊急事態宣言と緊急事態措置

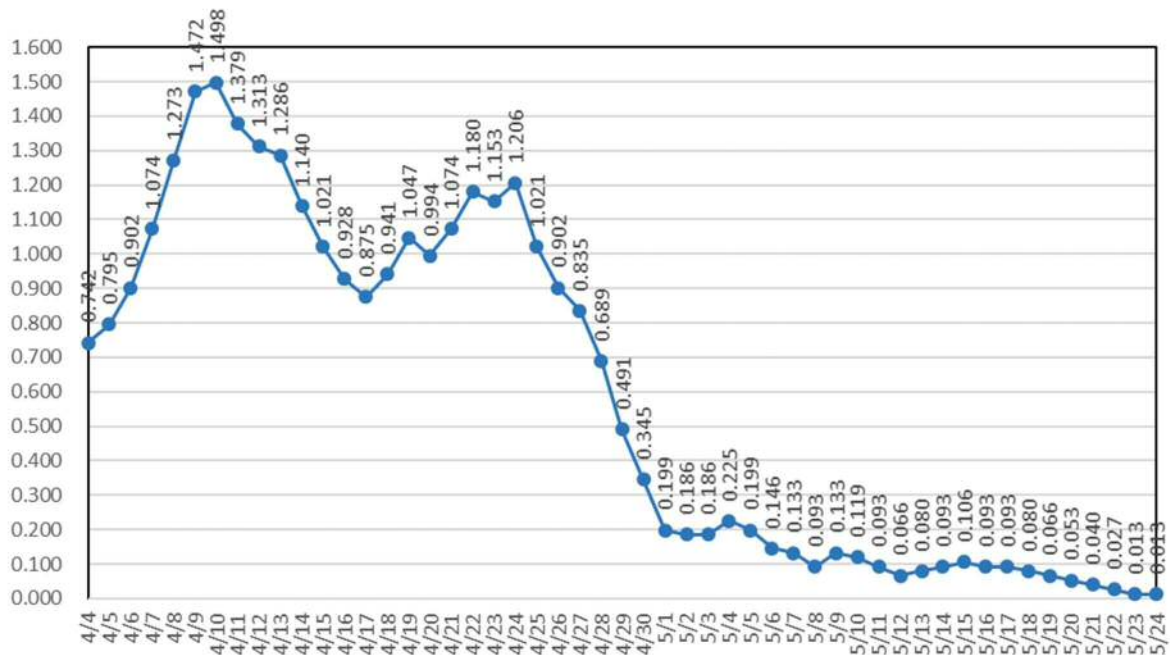
- 国は、新型コロナウイルス感染症の流行の早期終息に向け、3月14日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)を改正するとともに、3月26日に法第15条第1項に基づく政府対策本部を設置しました。
- 愛知県では、これに先立ち、1月30日に、知事を本部長とする「愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、庁内横断的な対策に着手し、3月26日の政府対策本部の設置を受け、同日、法第22条第1項に基づく対策本部として改組し対策の一層の強化を図ることとしました。
- また、全国規模での患者数の増加を受け、国は4月7日に、東京都、大阪府を始め7都府県を対象として緊急事態宣言を発出、本県においても、4月10日に、県独自の「愛知県緊急事態宣言」を発出し、直ちに「緊急事態措置」を定め、対策本部の下に特措法対策チームを始め8つの個別チームを設置して体制の強化を図り、全県民の皆様の生命と健康を守ることを最優先として、ありとあらゆる対策を実施することとしました。
- 緊急事態措置では、感染症の早期収束には、徹底した人と人との接触機会の低減が必要となることから、法第24条第9項に基づき、県民及び事業者の皆様に、外出の自粛と、「密閉」「密集」「密接」の“三つの密”を避ける行動を要請するとともに、4月13日には、それまでにクラスターが発生していた繁華街の接待を伴う飲食店等への外出の自粛を強く呼びかけています。
- また、4月16日には、愛知県が国の緊急事態宣言に基づく「特定警戒都道府県」に指定されたことを受け、感染のリスクが高く、感染拡大の原因となる可能性が高い施設に対し、4月17日から5月6日までの間、法第24条第9項に基づき、休業協力要請等をお願いするとともに、ご協力いただいた事業者の皆様に協力金を交付することとしました。
- さらに、4月24日、大型連休を控え、週末に多くの人が集まる場での対策として、スーパーマーケット等での買い物に際し、県民・事業者の皆様に「あいちの買い物ルール」への協力を、公園を利用する際にも、少人数で混雑を避け、人と人との距離をとることをお願いしました。

- 4月28日には、特に、不要不急の帰省や旅行、県内外の移動の自粛をお願いするメッセージを発出するとともに、翌日から5月6日まで、JR名古屋駅の新幹線改札口において、来県者に不要不急の外出自粛を呼びかける啓発活動と任意での検温を実施しています。
- また、営業を継続するパチンコ店に対し、4月24日から、個別訪問による協力要請を続けるとともに、4月28日からは、法第45条第2項に基づく要請、第3項に基づく指示、第4項に基づく公表の手続きを講じ、5月2日には全ての店舗で休業協力をいただきました。
- 5月4日、国が緊急事態宣言の枠組みを5月31日まで延長する旨を決定したことを受け、愛知県としても、県独自の緊急事態宣言と緊急事態措置の期間を同日まで延長し、医療提供体制の更なる強化に取り組むとともに、県民の皆様の生活や企業等の経済活動への影響を最小限に抑える取組に万全を期すこととし、県民・事業者の皆様にも引き続き協力をいただくようメッセージを発出しています。
- これらの取組の結果、新規感染者数が4月25日に一人となって以降、大きく減少傾向にあり、医療提供体制も十分に確保することができているため、5月14日には、国の緊急事態宣言が解除されています。
- しかし、引き続き、感染防止対策の実施が必要であるため、県独自の緊急事態宣言の期間とした5月31日まで、緊急事態措置を継続しつつ、段階的に社会経済活動のレベルを上げていくため、学校については18日以降の分散登校日の設定や、25日からの分散登校や時差登校を実施する他、事業者の皆様への休業要請についても順次、緩和することとしました。
- 休業要請の緩和に際しては、クラスター発生の有無など感染リスクに即して、施設を三つに区分し、徹底した感染防止対策の実施を前提に、順次、休業要請を緩和することとしています。
- 5月15日には、区分Ⅰ：クラスターの発生実績が無く、かつ県民の健康的な生活に資する施設、及び区分Ⅱ：クラスターの発生実績が無い施設を緩和、5月19日には、区分Ⅲのうち、クラスター発生実績が無い、水泳場、ボウリング場及び床面積1,000㎡以上のホテル・旅館(集会の用に供する部分)、5月22日には、区分Ⅲのうち、クラスター発生実績のある

施設を除いた施設を除いた、遊興施設、運動・遊技施設について緩和を行っています。

- 感染状況は、国が感染状況の判断の目安としている「10万人あたりの直近1週間の累積報告数・0.5人」に対し、5月11日に1/5の0.1人を、5月15日の緩和開始以降も、21日に1/10の0.05人を下回るなど、減少を続け、落ち着いた状況が続いています。
- 全国的にも、5月21日に大阪府・京都府・兵庫県、5月25日には、残された首都圏1都3県と北海道の緊急事態宣言が解除され、全ての都道府県で、感染拡大の防止を維持しながら、社会経済活動を再開するための取組が始まりました。
- 本県においても、これらの状況を総合的に判断し、5月26日、「愛知県緊急事態宣言」及び「愛知県緊急事態措置」を解除することとしました。

▼愛知県の10万人あたりの累積報告数の推移



(3)第2波への対応

- 5月26日に緊急事態宣言を解除して以降、社会経済活動とのバランスをとりながら、再度の感染防止に取り組んできた結果、7月上旬までは落ち着いた状況が続いていましたが、東京・大阪を中心に感染が拡大し、本県においても、新規陽性者数が7月15日に16人となって以降、急激に増加を

続け、7月31日には過去最多となる193人に達するなど、極めて厳しい状況となりました。

- この第2波の特徴は、東京由来の感染者から、繁華街を中心に感染が拡大して、接待を伴う飲食店や酒類の提供を行う飲食店等で多くのクラスターが発生し、感染者の多くが30歳代以下で、軽症・無症状者がほとんどを占めることがあげられます。
- このため、本県では、新規陽性者が50人を超えた7月21日に「警戒領域」、100人を超えた7月28日の翌日には「嚴重警戒」のアラートを発出して、県民及び事業者の方々に感染拡大の防止に向けた協力をお願いしました。
- また、繁華街でのクラスター対策として、東京都・大阪府・愛知県の三大都市圏で足並みを揃え、エリアを限定した「営業時間の短縮」等を要請することとし、名古屋市中区の栄・錦地区で、接待を伴う飲食店・酒類の提供を行う飲食店・カラオケ店を対象に、8月5日から24日までの20日間、営業時間の短縮等を要請しました。(資料13)
- 要請に際しては、感染拡大予防ガイドラインを遵守し、「愛知県安全・安心宣言施設」の届け出を行って、営業時間の短縮を実施した事業者については、名古屋市と共同で感染防止対策協力金を交付しています。
- また、徐々に40代・50代の感染者や中等症者が増加傾向にあり、重症化しやすい高齢者や基礎疾患のある方々への感染を防止することが必要となったため、お盆休みを控える8月6日に、8月24日までの19日間にわたる緊急事態宣言を発出し、不要不急の行動自粛や帰省の際の注意等を要請しています。(資料14)
- この結果、新規陽性者は、8月11日には一旦100人を下回り、8月14日以降は二桁台で推移し、平均入院患者数も8月13日をピークに減少が続いたことから、8月24日をもって、緊急事態宣言及び営業時間の短縮等の要請を解除しています。
- その後も、感染状況は落ち着いたため、9月18日には「嚴重警戒」から「警戒領域」に移行し、感染状況と医療提供体制の状況を監視しつつ、県民・事業者の方々に感染防止対策の徹底等の呼びかけを続けています。

- 特に、中高年齢層に感染が広がる傾向にあり、高齢者施設や事業所で感染者が確認され、クラスターも生じていることから、重症化リスクが高い高齢者の方々が多く利用する施設等の感染防止対策の徹底を改めてお願いしています。(資料15)



▼これまでに実施した緊急事態措置の経過

3月	14日 (日)	新型インフルエンザ等対策特別措置法改正
	26日 (木)	政府対策本部設置/愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部設置
4月	7日 (火)	国・7都府県に緊急事態宣言
	10日 (金)	愛知県緊急事態宣言・緊急事態措置決定
	13日 (月)	繁華街の接待を伴う飲食店への自粛要請
	16日 (木)	国・愛知県を含む13都道府県に緊急事態宣言
	17日 (金)	法第24条第9項に基づく休業協力要請
	24日 (金)	あいちの買い物ルール・公園利用のお願い/営業継続中のパチンコ店に訪問要請
	28日 (火)	大型連休を控えて外出自粛のメッセージ/法第45条第2項の要請・事前通知
	29日 (水)	JR名古屋駅幹線改札口で啓発・検温活動
5月	30日 (木)	法第45条第2項の要請・第3項の公表
	1日 (金)	法第45条第3項の指示・事前通知
	4日 (月)	国・緊急事態宣言を5月31日まで延長/愛知県緊急事態宣言を5月31日まで延長
	14日 (木)	国の緊急事態宣言の対象区域から解除
	15日 (金)	施設区分Ⅰ・Ⅱの休業要請緩和
	19日 (火)	施設区分Ⅲの一部の休業要請緩和
	21日 (木)	関西圏2府1県の緊急事態宣言解除
	22日 (金)	区分Ⅲのクラスター実績施設以外の休業要請緩和
	25日 (月)	首都圏1都3県・北海道の緊急事態宣言解除
	26日 (火)	愛知県緊急事態宣言・緊急事態措置解除/愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針策定
7月	21日 (火)	県内の感染状況が「警戒領域」に移行
	29日 (水)	県内の感染状況が「警戒領域」から「厳重警戒」に移行
8月	2日 (日)	栄・錦地区の接待を伴う飲食店等への営業時間短縮等要請(8/5~8/24)
	6日 (木)	愛知県緊急事態宣言発出。県内の感染状況が「危険領域」に移行
	24日 (月)	愛知県緊急事態宣言・営業時間短縮等要請の解除
	25日 (火)	県内の感染状況が「危険領域」から「厳重警戒」に移行
9月	18日 (金)	県内の感染状況が「厳重警戒」から「警戒領域」に移行
10月	13日 (火)	「警戒領域」を維持した上で改めての県民・事業者の皆様へのお願い
	28日 (水)	「季節の行事」における感染防止対策の徹底のお願い
11月	19日 (木)	県内の感染状況が「警戒領域」から「厳重警戒」に移行/第3波に入り、県民・事業者の皆様へのお願い
	26日 (木)	栄・錦地区の接待を伴う飲食店等への営業時間短縮等要請(11/29~12/18)/東京等への不要不急の移動自粛
12月	15日 (火)	接待を伴う飲食店等への営業時間短縮等要請の延長(12/18~1/11)及び県全域へのエリア拡大
	23日 (水)	「警戒領域」年末年始で第3波を克服するための県民・事業者の皆様へのお願い
	24日 (木)	第17回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部協議開催 感染状況・医療提供体制に関する指標の見直し

2. 対策の基本指針

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、的確かつ迅速に感染症対策を実施するため、新型コロナウイルス感染症対策の推進に関する基本的な枠組みを定める「愛知県新型コロナウイルス感染症対策推進条例」を制定しました(令和2年(2020年)10月13日公布・施行)。

この条例に基づき、県と県民及び事業者の皆様が一体となって以下のとおり新型コロナウイルス感染症対策を推進します。

(1) 感染状況等の監視

- 新規感染者数、陽性率、入院患者数を指標として速やかに把握し、設定した基準値を超えるなど、感染の拡大が認められた場合には迅速かつ的確に感染防止対策を講じます。

(2) 県民・事業者の皆様へのお願い

- 県民の皆様には、「三つの密」を徹底的に避け、基本的な感染対策の継続など「新しい生活様式」の実践を、事業者の皆様には、営業の継続・再開に際して、徹底した感染防止対策の実施をお願いいたします。

(3) 医療面での対策

- 新型コロナウイルス感染症に対応する医療体制「愛知方式」により、重点医療機関等に入院の必要な中等症の患者を集中的に受け入れるとともに、重症者に対しては、高度医療を提供できる治療体制を確保し、軽症者や症状がない患者については、宿泊施設等での安静・療養を原則とすることで、医療崩壊を防ぎます。
- 患者受け入れ等の医療提供体制の強化、検査能力の拡充、相談体制の整備や情報提供など、県民の皆様の生命と健康を守る取り組みを引き続き進めます。

(4) 学校・教育

- 教育活動の再開に向けた準備や再開後の新型コロナウイルス感染症対策を適切に行います。
- 限られた期間の中で、学習の遅れを取り戻すため、児童生徒が家庭等で質の高い学習コンテンツを利用できるよう、県立学校の児童生徒を対象に、

民間のオンライン学習支援サービスを導入するとともに、私立学校でのオンライン学習支援サービスの利用に対しても支援を実施します。

(5) 経済対策

- 県民の生活や企業等の経済活動への影響を最小限に抑えるため、県独自に、あるいは国の緊急経済対策に呼応して、県内市町村とも緊密な連携を図りながら取組を推進することにより、現下の厳しい経済状況を克服し、活力ある社会経済活動を取り戻します。

3. 個別対策ごとの実施方針

(1) 感染状況等の監視

- 愛知県では、感染の状況や医療提供体制の状況を慎重に分析、検証し、医療提供体制をしっかりと確保しながら、社会経済活動とのバランスをとる方法をとってきました。
- この取組により、一貫して、県民の皆様の生命を守るための医療提供体制を十分に確保することができ、国の緊急事態宣言の解除後は、感染防止対策を維持しつつ、休業要請の緩和など、段階的に社会経済活動のレベルをあげてきています。
- 特に首都圏や関西圏を中心に、全国的に再び新規感染者数の増加がみられ、名古屋市の繁華街で7月に入り感染が拡大しており、今後も、感染症の拡大防止対策と社会経済活動の維持を両立させ、機動的に対応を進めていくことが求められています。
- このため、感染状況については、過去7日間における平均の新規陽性者数や検査者数に占める陽性者の割合(陽性率)、医療提供体制の状況については、過去7日間における平均入院患者数に参考項目として平均重症入院患者数及び新規陽性者のうちの70歳以上の高齢者数を加え、常に定量的に分析、検証を継続して実施するとともに、判断基準となる指標を設け、注意・警戒情報の発出や、規制の実施など、迅速かつ適切に対応を進めてまいります。

判断基準となる指標とは

基準項目	注意(警戒)領域		危険領域	
	注意 (グリーンゾーン)	警戒 (イエローゾーン)	嚴重警戒 (オレンジゾーン)	危険 (レッドゾーン)
(1)新規陽性者数 (過去7日間の平均)	50人未満	50人	160人	260人
(2)陽性率(過去7日間) (陽性者数/検査者数) ^{※1}	5.0%未満	5.0%	10.0%	15.0%
(3)入院患者数 (過去7日間の平均)	150人未満	150人	250人	500人
参考項目				
入院患者のうち重症者数 ^{※2} (過去7日間の平均)	15人未満	15人	25人	50人
新規陽性者のうちの高齢者数(70歳以上) (過去7日間の平均)	7人未満	7人	22人	36人

※1 陰性確認の検査を除いた人数。

※2 人工呼吸器、ECMO装着者又はICU入室者

(2) 県民・事業者の皆様へのお願い

- 「新しい生活様式」の定着や、一定期間を設けての段階的な緩和などについては、5月25日に国から示された新たな「基本的対処方針」を踏まえ、以下のとおり対応してまいりますので、ご協力をお願いします。

1) 感染防止対策の徹底

- 今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践し、日常生活の中に定着していただくようお願いいたします。
- 具体的には、国の専門家会議の資料1「人との接触を8割減らす10のポイント」や、資料2「新しい生活様式の実践例」で示されている様々な対策を、一人ひとりの日常生活や職場の様々な場面に取り入れていただくようお願いいたします。
- また、多くの人が集まる場で感染防止対策としてお願いした、資料3「あいちの買い物ルール」や「公園利用のお願い」についても、新しい生活様式の一部として、実践を続けていただくようお願いいたします。
- 感染拡大防止対策の一環として国が普及を進めている新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を活用し、陽性者と接触した可能性について通知を受け、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることに役立てていただくようお願いいたします。
- 冬季において、通常の換気(定期的な窓開け換気)では適切な室内環境(温度・湿度等)を維持できない場合には、資料4「適切な室内環境を維持するポイント」を参考に、室内環境に留意しながら、十分な換気を行ってください。

2) 一定の期間を設けて段階的に緩和

- 「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、一定の期間を設けることとし、概ね3週間ごとに、感染状況や感染拡大リスク等について評価を

行いながら、種々の活動を段階的に緩和します。

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| ①段階＝これからの3週間程度（ | ～6月18日(木)迄) |
| ②段階＝その後の3週間程度（6月19日(金)～7月9日(木)迄) | |
| ③段階＝その後の3週間程度（7月10日(金)～7月31日(金)迄) | |

3) 都道府県をまたぐ移動

- 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、資料5のとおり、5月末までは、感染拡大防止の観点から避けるようお願いします。
- その後、①段階では、5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった首都圏1都3県及び北海道との間の移動は、慎重に対応していただくようお願いします。
- また、観光振興の観点からの移動については、①段階でまずは県内観光の振興から取り組むこととし、その状況を踏まえつつ、②段階から県外からの積極的な呼び込みを実施することといたします。
- 社会経済圏が深く重なり合っている愛知・岐阜・三重の東海3県においては、観光を含めた人の移動を6月1日から緩和します。

4) クラスター発生実績のある施設の利用

- これまでにクラスターが発生しているような施設として5月22日付けで「休業協力要請を継続する施設」として発表した施設(資料6)の利用は、5月末まで、感染拡大防止の観点から避けるようお願いします。
- その後、全国的に作成が進められている業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」(資料9)及び愛知県として作成した「感染防止対策リスト」(資料10)等が実践されるなど、感染防止対策の徹底により、一定の安全性を確保することを前提に、①段階の6月1日から緩和することとします。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、さらに業種別に策定された感染拡大予防ガイドラインに基づく対応が実践されていない施設については、国と連携して、施設の使用制限等を含めて、県民・事業者の皆様に必要な協力の要請等を行います。

5) 催物(イベント等)の開催

- 催物等の開催に対する中止又は延期要請等は、「新しい生活様式」や、

業種ごとに策定されるガイドラインに基づく感染防止対策が講じられることを前提に、①～③の概ね3週間ごとに、感染状況や感染拡大リスク等を評価しながら、段階的に規模要件(人数上限)を緩和します。

- イベント開催の可否を判断するに当たっては、6月18日までの間は、以下を目安としていただくとともに、適切な感染防止対策の(入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発生等を伴う催物にあつては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止等)の実施をお願いします。
 - 屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。
 - 屋外であれば、200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ、2m)
- また、イベントそのものが、リスクの低い場所で行われたとしても、イベントの前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、交流等を極力控えるようお願いいたします。
- イベントに係る人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件については、段階ごとに次に掲げる数値を上限として、段階的に緩和することとします。

②段階【6月19日～7月9日】

- 屋内・屋外ともに 1,000 人以下

③段階【7月10日～9月18日】

- 8月以降のイベント開催については、収容率の制限(屋内は50%以内、屋外は十分な間隔(できるだけ2m)を維持する一方、人数上限(5,000人)を撤廃することとしてきましたが、5,000人超の大規模イベントを開催することに伴い、全国的な移動による感染リスクの拡散、イベント前後の交通機関における三密の発生等により、感染リスクが拡大する可能性があることを踏まえ、現状の感染状況等に鑑み、9月18日までは7月10日以降の開催制限を維持します。

- 屋内・屋外ともに 5,000 人以下

※ 上記人数要件に加え、屋内にあつては収容定員の半分程度以内の

参加人数にすることとし、屋外にあっては、人と人との距離を十分に確保できることとする(できるだけ2m)。

注) 上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合(例:プロスポーツイベントの選手と観客等)には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合(例:展示会の主催者と来場者等)には両者を合計した数とします。

④段階【9月19日～2021年2月末】

- 社会経済活動との両立を図るため、イベント主催者等による徹底した感染防止対策を前提に、開催の目安を以下のとおりとし、安全なイベント開催を図ります。

[参加人数の目安]

参加人数については、「人数上限」及び「収容率要件による人数」のいずれか小さい方を限度とします。

-1 人数上限の目安

以下の人数要件と合わせて、実際のイベント開催に際しては、資料7中「イベント開催時の必要な感染防止策」に留意の上、実施していただきます。

ア 収容定員が設定されている場合

- a 開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されている場合 注):

5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方

- b 開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合:

5,000人

注) 資料7中「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」に合致し、「イベント開催時の必要な感染防止策」に記載の感染防止対策の履行が確認できることが必要です。

イ 収容定員が設定されていない場合

- a 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合:
密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けること

- b 大声での歓声、声援等が想定される場合：
十分な人と人との間隔(1m)を空けること

-2 収容率の目安

ア 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を100%とします。

＜収容率の上限を100%とする条件＞

- これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと(開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと)。
なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当せず、大声での歓声、声援等が想定される場合等として取り扱う。
- これまでの開催実績を踏まえ、マスクの常時着用、飲食制限等を含め、個別の参加者に対して資料7中、「イベント開催時の必要な感染防止策」に記載した対策の徹底が行われること。
- 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種別ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

飲食の取扱いについては、マスクの常時着用を担保するため、食事を伴うイベントについては、「大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合」には該当しないものとして取り扱いますが、食事を伴うがイベント中の発声がないことを前提としうる催物について、資料7中「映画館等(食事を伴うものの発声がないもの)における感染防止策」に記載した条件がすべて担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても、「大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合」として取り扱います。

イベント参加者の管理形態に応じて、収容率の目安を設けることとし、その具体的な事例等は以下のとおりです。

- a 参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物

感染防止対策の徹底を前提に、収容定員までの参加人数とします。

- b 参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物

感染防止策の徹底を前提に、

- i 収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数
- ii 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空ける

- c 参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物

全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや、参加者の把握が困難なものについては、開催時に十分な人と人との間隔(1m)を空けていただき、その間隔の維持が困難な場合には、中止を含めて開催について慎重に検討してください。

イ 大声での歓声、声援等が想定される場合等

イベントの特性に応じた収容率の目安の具体的な事例等は以下のとおりです。

- a 参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催物

異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ(5名以内に限る。)内では座席等の間隔を設ける必要はないこととします(参加人数は、収容定員の50%を超えることがあります)。

なお、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合は、屋内、屋外ともに5,000人以下、さらに、屋内にあつては収容定員の半分程度以内、屋外にあつては人と人との距離を十分に確保(できるだけ2m)できる参加人数とします。

- b 参加者が自由に移動できるものの、入退場時や区域内の

適切な行動確保ができる催物

- i 収容定員が設定されている場合は、その50%までの参加人数とします。
 - ii 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔(1m)を確保することが必要です。
- c 参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物

全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや、参加者の把握が困難なものについては、開催時に十分な人と人との間隔(1m)を空けていただき、その間隔の維持が困難な場合には、中止を含めて開催について慎重に検討してください。

- 主催者においては、催物の態様(屋内か屋外か、全国的か地域的か等)や種別(コンサート、展示会、スポーツの試合や大会、お祭りなどの行事等)に応じて、開催の要件や講じるべき感染防止対策に十分に配慮していただくようお願いします。
- なお、全国的な人の移動を伴うような大規模イベント(スポーツの試合等)は、段階的な緩和を図っていく中で、②段階から、まずは無観客での開催を求めることといたします。(③段階以降は、上記の人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離を十分に確保できる要件とする。)
- 全国的な人の移動を伴うイベントを開催することが想定される施設、又は収容人数が2,000人を超えるような施設(収容率50%で1,000人超)の施設管理者に対して、全国的なイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの開催要件等について、県に事前に相談いただくようお願いします。なお、イベントの開催要件等について実際に相談する主体は、施設管理者又はそれぞれのイベントの主催者とします。

その際、業種別のガイドラインでの担保状況等を聞き取り等により確認させていただきます。

- 県内の感染状況や個別イベントの態様に応じて、例えば、入退場時や共

用部、公共交通機関の三密が避けられない場合、参加人数について、上限を下回る範囲で三密の回避可能な範囲に制限することがあります。

- 催物はその性質上、不特定多数への集団感染リスクが考えられ、ひとたび集団感染が発生した場合は、医療体制をひっ迫させる可能性があることから、基本的な感染防止対策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止対策が重要であり、地域の感染状況、イベントの性質、地域医療体制への影響等に応じた適切なリスク分析・評価を行い、開催の判断、開催の態様を慎重に判断して下さい。
- イベントを開催する場合には、資料7中「屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント」を参考に、屋内での十分な換気と、接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染のそれぞれのリスクに応じた以下の感染防止対策や、感染者の来場を防ぐ対策、感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築等を適切に行っていただくようお願いします。

-1 接触感染

- こまめな手洗いの励行
- 出入口、トイレ等での手指消毒
- ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- 人と人とが触れ合わない距離の確保
- 混雑時の身体的距離を確保した誘導

-2 飛沫感染

- マスク着用(飛沫の飛散は相当程度抑制可能)
- 演者が発生する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- 劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- 混雑時の身体的距離を確保した誘導

-3 マイクロ飛沫感染

- 大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保
- 同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合は1m)空ける
- 微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化

- 上記の移行期間で、各段階の一定規模以上の催物、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの、十分な人と人との間隔(1m)の維持が困難なもの等、リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期を含め、主催者に対し、慎重な対応を求めます。
- 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、6月19日以降は、人数制限はありませんが、イベントの主催者には、引き続き以下の取組をお願いします。

-1. 適切な感染防止策を講じること

- 発熱や感冒症状のある者の参加自粛
- 三密回避
- 十分な間隔の確保(1m)

なお、資料7中「野外フェス等における感染防止策」に示す具体的な条件がすべて担保される場合、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについては「人と人との十分な間隔が確保できる」ことに該当し、開催可能とします。

- 行事の前後における三密の生ずる交流の自粛
- 手指の消毒
- マスクの着用 等

-2. イベント参加者に接触確認アプリの活用を促すこと。

-3. イベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。

- クリスマス、大晦日、初日の出など、多数の人が集まる「季節の行事」において、人と人の距離の確保等を管理する主催者がいないケースでは、適切な感染防止対策が講じられず、感染リスクが高まることが想定されることから、以下の点に留意して下さるようお願いいたします。(資料17)
 - 多数の人が集まる「季節の行事」に参加する場合は、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など、「基本的な感染防止対策」を徹底する。
 - 公道など、主催者がいない場所で、不特定多数の人が密集し、大声等の発生を伴う行事、パーティー等への参加は控える。
 - 街頭や飲食店での、大量又は長時間・深夜にわたる飲酒や、飲酒し

ての季節の行事への参加は、なるべく控える。

- 家族同士で自宅で過ごす、オンラインのイベントに参加するなど、新しい「季節の行事」の楽しみ方を検討していただくなど工夫する。
- 初詣に際しては、特に混雑が予想される場合があることから、基本的な感染防止対策(マスク着用、手指消毒など)の徹底を前提に、神社の参拝における業種別ガイドラインに基づく感染防止対策に、以下のような追加的な対策を講じていただくことをお願いします。
 - 混雑防止、適切な対人距離の確保
 - 混雑状況の周知、分散参拝の呼びかけなど
 - 移動時の適切な対人距離の確保(誘導人員の配置等)
 - 境内での飲食や食べ歩きは控えていただき、持ち帰りを推奨するなどの対応
 - 大声が発生しないよう注意喚起
 - 利用する駅の分散、混雑状況の周知・呼びかけによる、参拝前後の密の発生防止策の実施
 - 接触確認アプリ(COCoA)の導入促進(参道でのQRコードの掲示)
- 催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、主催者において、「三つの密」が発生しない席配置や人と人との距離の確保、催物の開催中や前後の選手、出演者や参加者等の主催者による行動管理等、基本的な感染防止対策を講じていただきますようお願いいたします。
- また、参加者名簿等を作成して連絡先等を把握しておくことや、接触確認アプリの活用等をお願いいたします。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合は、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対し、必要な協力の要請等を行います。

6) 事業者へのお願い等

- 事業者の皆様には、引き続き、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組をお願いいたします。
- 職場や店舗等において、業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」及び県が作成した「感染防止対策リスト」を活用し、徹底した感染防止対策を実

施していただくようお願いします。

- また、県に、感染防止対策として取り組む項目を「安全・安心宣言施設」として届け出ていただくとともに、県から電子データで提供するPRステッカー・ポスターを掲示することで、利用者への施設の安全性と対策への協力を周知するようお願いします。
- 県は、感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立をめざすため、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む施設に本県独自のPRステッカー・ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」として応援します。
- 事業者の皆様は、資料11「感染リスクが高まる『5つの場面』」を参考に、それぞれの事業場内で感染リスクが高まりやすい場所が具体的にどこにあるのか等を検討し、業種別ガイドラインに記載された対策を確実に実践していただくようお願いします。

7) 第3波への対応

- 10月下旬から再び感染者数が増え始め、11月19日には、新規陽性者数が過去最多の219人に達するなど、大変厳しい状況になっており、冬季に入り、季節性インフルエンザの同時流行も懸念されることから、県内の感染状況を、同日に「警戒領域」から「厳重警戒」に引き上げました。
- その後も、連日、新規陽性者数、入院者数や重症入院者数が過去最大値を更新するなど、極めて厳しい状況が続いていることから、年末年始の時期を迎えるにあたり、第3波の大きな波を克服するため、県民・事業者の皆様には、以下の感染防止対策を徹底していただくようお願いいたします。

①不要不急の行動自粛

- 年末年始の休暇期間中は、不要不急の行動自粛をお願いします。
- 人の多いところには出かけず、家族など、いつも一緒にいる人と、静かに過ごしましょう。

②県をまたぐ不要不急の移動自粛

- 県をまたぐ不要不急の移動自粛をお願いします。
- 帰省や旅行は、休暇の分散取得等で混雑する時期を避けるなど、延期も含めて家族で慎重に検討をお願いします。
- 帰省する場合は、帰省の前から大人数での会食など感染リスクの高い行動を避け、体調管理を徹底し、体調が優れない場合は、

帰省や旅行を控えて下さい。

- 事業者におかれても、従業員の休暇の分散取得に協力をお願いします。
- 感染が拡大している都市域への移動に際しては、自覚を持って適切な行動をお願いします。

③初詣など年末年始の行事における感染防止対策の徹底

- 初詣は、混雑する三が日を避ける「分散参拝」や、マスクの着用、境内での三密回避、一方通行・人数制限など、寺社等の感染防止対策に協力をお願いします。
- クリスマス、カウントダウンイベント、成人式など、年末年始の行事に参加する場合は、人との距離の確保、マスクの着用、大声で会話や飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛して下さい。
- 主催者は、オンライン開催や開催時期の分散など、慎重に検討をお願いします。

④営業時間短縮と感染拡大予防ガイドライン等の徹底

- 県内全ての酒類を提供する飲食店等に対し、1月11日まで、営業時間の短縮等を要請します。
- 全ての施設で、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを遵守し、感染防止対策の徹底を強くお願いします。
- 事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けて下さい。
- 利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力をお願いします。

⑤高齢者等への拡大防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦に配慮し、これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けて下さい。
- 特に、高齢者の方が多く利用する施設等では、高齢者を守る8つのポイントを遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。

⑥基本的な感染防止対策の徹底

- 「感染しない、感染させない」を徹底して下さい。
- 大人数での忘年会や新年会は自粛をお願いします。
会食・飲食は、普段から一緒にいる人と、少人数で、ガイドラインを遵守したステッカー掲載店を利用、会話時のマスク着用、短時間・適度な酒量でお願いします。

- 日頃から、三密が発生する場所を徹底して避け、「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底して下さい。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えて下さい。特に、飲酒後の乗車時には注意をお願いします。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行って下さい。
- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診して下さい。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげて下さい。
- また、感染拡大防止を図るため、名古屋市の繁華街にエリアを限定し、「営業時間の短縮」等の要請を行うこととし、栄・錦地区の接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店及び酒類を提供するカラオケ店に対しまして、感染防止対策を徹底した上で、11月29日から12月17日までの19日間、営業時間の短縮等をお願いしました。
- さらに、年末年始の時期を迎え、営業時間の短縮等の要請を12月18日から1月11日までの間に延長するとともに、愛知県全域に拡大し、第3波の大きな波を克服するため、オール愛知での取組をお願いします。(資料18)
- 要請に際しては、感染拡大予防ガイドラインを遵守し、「愛知県安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示した上で、営業時間の短縮を実施した事業者については、愛知県感染防止対策協力を交付します。

(3) 医療面での対策

① 医療提供体制の維持・強化

- 本県では、これまで、医療関係者の皆様の献身的なご尽力により、医療崩壊を起こすことなく新型コロナウイルス感染症患者に対して必要な

医療を提供できています。引き続き、現行の医療提供体制のレベルを維持するとともに、今後の感染拡大に備え、更なる強化に取り組んでいきます。

- 入院病床は感染症指定医療機関、その他受入医療機関を合わせ、合計71病院934床を確保。
- 重点医療機関は34病院、疑い患者受入協力医療機関は31病院を確保し、専門的治療を有する受入医療機関は、がん患者24病院、透析患者18病院、妊産婦19病院、小児患者17病院を確保。
- 軽症等の療養を行う宿泊療養施設は、1,300室を確保。
- 10月15日に岡崎市立愛知病院を、新たに県の新型コロナウイルス感染症の専門病院として開設し、最大100床を確保。

② 検査体制の維持・強化

- 新型コロナウイルス感染症が疑われる方を速やかに検査し、適切な医療に結び付けるために、愛知県衛生研究所を始め、保健所設置市、民間検査機関及び医療機関におけるPCR検査能力の拡充を図ります。

	5/10 時点	5/12	7月末	8月末	9月末	10月末 見込み	11月末 見込み
県全体	300	638	1,472	1,778	2,128	3,649	4,439
県衛生研究所	120	120	320	320	320	480	480
保健所設置市	140	140	220	220	420	568	568
民間検査機関	40	40	135	351	351	1,211	1,211
医療機関		338	797	797	797	880	880
PCR検査センター (大学に業務委託)				90	240	510	1,300

- 地域の診療所等で診察を受け、PCR検査が必要と判断される方の需要増大に備えるとともに、帰国者・接触者外来の負担軽減のために、ドライブスルー方式等のPCR検査所を設置します。
 - 5月15日 瀬戸保健所豊明保健分室に開設(廃止済)
 - 5月21日 名古屋市及び豊橋市において開設(名古屋市廃止済)
 - 8月13日 豊田市において開設
 - 8月20日 あいち健康の森健康科学総合センターに開設
 - 10月15日 愛知医科大学に開設

- 今後、県内各地域において状況に応じた増設を検討中
- 季節性インフルエンザの流行期に備え、発熱患者等がかかりつけ医等の地域の医療機関に直接電話相談の上、診療・検査を受けられる体制とするため「診療・検査医療機関」を指定するなど、10月26日から新たな受診・相談体制をスタートしました。
 - 診療・検査医療機関:1, 210医療機関(10月23日現在)
 - 電話相談体制を整備した医療機関:7医療機関
 - 受診・相談センター:県保健所・保健所設置分31か所
- 迅速抗原検査キットについては、早期診断や院内感染対策などでの有効性が期待できることから、PCR 検査と併せて、役割分担しながら、広く実施していく必要があります。
- 抗体検査キットについては、感染率(既感染)の把握に有用と考えられるため、国の性能評価の結果等により精度を確認しながら、広く実施できるよう検討していく必要があります。

③ 医療資機材の調達

- 入院協力医療機関が整備する人工呼吸器、簡易陰圧装置、体外式膜型人工肺(ECMO)などの設備や医療従事者が着用するマスク、防護服、手袋など個人防護具の資材購入費用に対して補助を行います。
- 帰国者・接触者外来設置医療機関等が整備する HEPA フィルター付空気清浄機、HEPA フィルター付パーティションや医療従事者が着用するマスク、防護服、手袋など個人防護具の資材購入費用に対して補助を行います。
- 県がマスク、防護服、手袋等を購入し、保健所を通じて各医療機関に配布します。

④ さらなる対策

厳しい環境に置かれる医療従事者や医療機関等を支援し、県内の医療提供体制を支えます。

- 県独自の「愛知県医療従事者応援金」の交付
- 資金繰りが悪化している第2次救急医療を担う病院を運営する医療法人に対する「新型コロナウイルス感染症対策民間病院経営維持資金貸付金」による無利子・無担保の融資

- 医療機関等における院内感染防止対策や診療体制の確保のための補助金の交付

(4) 学校・教育

①学校における教育活動の再開に向けた準備・再開後の感染症対策

- 5月20日に通知した「教育活動の再開に向けたガイドライン」に基づき、県立学校において、教育活動の再開に向けた準備や再開後の新型コロナウイルス感染症対策を適切に行います。

[参考]

- 5月22日付け文部科学省事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～について」を周知しました。
- 7月3日に通知した「教育活動の実施等に関するガイドラインについて」に基づき、県立学校において、教育活動や新型コロナウイルス感染症対策を適切に行います。

② 児童生徒のオンライン学習の支援

- 県立学校については、5月25日から段階的に再開し、市町村立学校や私立学校においても、それぞれ段階的な再開が図られたところです。
- 県立学校のオンライン学習環境を整備するため、インターネット回線を増強するとともに、児童生徒用のタブレット端末や教員用のモバイルルーター、大型提示装置、特別支援学校の児童生徒の障害の特性に配慮した入出力支援装置を順次配備します。
- 学校再開後は限られた期間の中で授業を行う必要があります、これまでの学習の遅れを取り戻すためには、学校だけでなく、家庭における学習内容の予習・復習によって学力定着を図ることが重要です。そのため、児童生徒が家庭等で質の高い学習コンテンツを利用でき、教員が各児童生徒の学習の進捗状況を把握できるよう、県立学校の児童生徒を対象に、民間のオンライン学習支援サービスを導入し、6月から利用を開始しました。

オンライン学習支援サービス 導入のねらい

- 1 先生が家庭学習の課題を配信、
休業による学習の遅れを取り戻す
- 2 生徒が自由に授業動画を活用、
自主学習を支援する

学習の遅れを取り戻すための 活用イメージ



自主学習 活用イメージ

生徒一人ひとりのニーズに合わせた活用

- 4万本以上の授業動画
小4～
大学受験
複数レベル
国数英理社
- 苦手教科を克服
 - 得意教科を伸ばす
 - つまづいた内容を復習
 - 志望校受験に活用

導入するオンライン 学習支援サービスの特徴

- 4万本以上の
- ①授業動画
理解度を確認する
 - ②確認テスト
 - ③管理機能
- 生徒の学習を支援する

- また、私立学校でのオンライン学習支援サービスの利用に対しても支援します。

③ さらなる対策

- 学校再開後の教育活動の円滑な実施に向けた対策を展開します。
 - 感染防止のための特別支援学校スクールバスの増車
 - 高等学校等奨学給付金における支給対象者の拡大
 - 県立学校等における消毒液・マスクなど衛生用品の確保、国公立幼稚園における消毒液・マスクなど衛生用品の確保に対する支援
 - 部活動全国大会の代替大会の開催支援
 - 夏季休業期間等の授業実施や、3密を避ける環境づくりに伴う非常勤講師や学習指導員の配置
 - 学校給食事業者に対する支援
 - 夏季休業期間中の授業に使用する教室等へ空調環境を整備
 - 感染症対策等の補助的な業務を担うスクール・サポート・スタッフの市町村への配置を支援
 - 徹底した感染症対策の実施に伴う県立学校教育活動再開事業の実施
 - オンライン学習を活用している低所得世帯の高校生等に奨学給付金(1人あたり1万円)を支給

- 高等学校の文化部活動における感染症予防対策を支援
- 県立学校におけるトイレの環境改善(床の乾式化や便器の洋式化等)
- 県立高等学校の未整備校及び愛知県旭高原少年自然の家の空調設備を整備
- 教職員向けのオンライン研修システムを整備
- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの追加配置
- 県立高等学校において、SNSを活用した相談体制を整備
- 県立学校及び私立学校における修学旅行の中止に伴い発生する取消料を支援

(5) 経済対策

① 事業者に対する支援

- 国制度を活用した実質無利子、無担保、保証料ゼロの融資制度「感染症対応資金」により、一段と業況が悪化する中小・小規模事業者の借換や長期資金のニーズに対応します。
- また、事業が正常化するまでの当座資金として、また、雇用調整助成金等が給付されるまでのつなぎ資金として、実質無利子、無担保、保証料ゼロの融資制度「緊急小口つなぎ資金」により、中小・小規模事業者の資金繰り支援を拡充します。
- 無担保、かつ延滞金なしで、1年間、県税の徴収を猶予する特例措置を創設し、収入が大幅に減少した事業者等の負担を軽減します。
- 農業、林業、漁業、製造業、飲食業、小売業など幅広い業種で活用できる持続化給付金について、きめ細かな相談対応を実施するとともに、中小企業が支給する休業手当を助成する雇用調整助成金について、あいち労働総合支援フロア「労働相談コーナー」や県民事務所等産業労働課における労働相談、県 Web ページ、メールマガジン等を通じて周知します。
- 中小企業の経営者、実務担当者を対象に、テレワークの活用方法や導入プロセスを学ぶ「テレワーク・スクール」を開催する他、テレワークの導

入を希望する企業を対象に、テレワークに関する専門家をアドバイザーとして派遣するとともに、個別相談会を開催します。

- 採用活動におけるオンライン化の急速な進展に対応できていない中小企業を支援するため、人事担当者を対象に、企業PR動画の作成を始め、オンラインで面接やインターンシップを実施するためのノウハウを習得するためのセミナーを開催します。
- 新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減するとともに、温室効果ガス排出量の削減を促進するため、工場、事務所、店舗等の産業・業務用施設に対して、高機能換気設備等の導入を支援します。
- 国と県が利子補給を行い、当初5年間実質無利子・無担保・無保証料で借り入れできる農業近代化資金及び漁業近代化資金について、融資枠を拡大し、農林水産事業者等を支援します。
- イベントや冠婚葬祭の自粛等により需要が低迷している「花き」や大葉等の「つまもの」について、新たな利活用に取り組む農業者を支援しました。
- 価格の下落や販売量の減少が顕著である県産牛肉・名古屋コーチンを学校給食に提供し、児童生徒を応援するとともに、県内畜産農家及び食肉事業者を支援します。
- 在庫が滞留している県産水産物(ウナギ、ニジマス、シラス)を学校給食に提供し、県内漁業者、養殖業者、水産加工業者を支援します。
- 和牛の枝肉価格が下落し、肥育農家の経営が悪化しているため、優良な子牛の導入及び「みかわ牛」の購入経費に対して、奨励金を交付し、肥育農家及び食肉流通業者を支援します。
- 畜産物の流通体制を強化するため、食肉処理施設や生乳処理施設が行う枝肉冷蔵冷凍庫、貯乳タンク等の施設設備整備に対して支援します。
- 外国人技能実習生が入国できないことによる人手不足の解消を図るため、県立農業大学校において農業研修を実施します。
- 通販サイトを活用して県産農林水産物等の販路拡大を支援します。
- 県産水産物を販売するネット通販サイトの開設と運営を支援します。
- 輸出先国の市場変化に対応するため、食品製造事業者等が行う施設等整備に対して支援します。

- インバウンド需要を回復させるため、外食事業者が行う衛生管理の徹底・改善を図る施設等整備に対して支援します。
- 花の生産、流通団体と一体となり、空港、駅、庁舎等公共施設等において花きの活用を拡大する取組を支援します。
- 低迷する魚価を下支えするために増やしている休漁日を活用して漁場清掃活動に取り組む漁業者を支援します。
- 漁業者の資金繰り支援のため、債務整理の資金と運転資金について県が利子補給を実施します。
- 外出の自粛や祭り等のイベント中止で需要が減少している金魚の需要喚起・販売促進を図るため、金魚漁業協同組合が実施する公共施設等での金魚の展示・配付などの取組を支援します。
- 魚価が低下し、漁業者は操業自粛を行うなど厳しい経営状況にあるため、漁業協同組合が行う活魚のストック量を増やすための施設整備に対して支援します。
- 遊漁券の売れ行き不振、鮎釣り大会の中止等により経営が悪化している河川漁業協同組合が行うアユ放流事業に対して支援します。
- 「新しい生活様式」に対応した農業生産の実施に向けて、農業者や農業団体が行う農作業の自動化、効率化等の省力化を図る取組を支援します。
- 木材需要の減少により、厳しい状況下にある林業・木材産業者を支援するため、県産木材の需要拡大対策、苗木供給体制の整備、資金繰り支援に取り組みます。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時等にも土地改良施設の管理運営が安定的に継続できるよう、土地改良区の事業継続計画(BCP)の策定を支援します。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも運行を継続している公共交通事業者を支援します。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動の場が減少したアーティストや文化芸術団体等の活動を支援します。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、活動の縮小を余儀なくされている山車まつり保存団体を支援します。

- 感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立をめざすため、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む施設に本県独自のPRステッカー・ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」として応援します。

② 家計に対する支援

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業により、収入が減少した世帯に対して、生活福祉資金貸付制度の拡充により、生活費用を支援するとともに、住居確保給付金の支給対象を拡大し、離職や廃業と同程度の状況になり、住居を失った又は住居を失うおそれのある世帯に対し、期間を定めて家賃相当額を支援します。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による解雇等により、住まいの確保が困難となった方に県営住宅を提供します。

③ さらなる対策

- 感染症拡大が収束した後を見据え、国の取組と足並みを揃えながら、経済回復への支援策を展開します。
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後の官民一体型の消費喚起キャンペーンの実施など、観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援
 - スマート農業の導入・実証などを通じた農林水産業への支援
 - 文化芸術、スポーツ活動の事業継続に係る支援
 - 生産拠点の国内回帰や多元化等を通じたサプライチェーン改革
 - 海外展開企業の事業の円滑化
 - テレワークや遠隔教育など、リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速
 - 介護サービス分野及び障害福祉サービス分野における感染症対策の推進
 - 県独自の「民間児童福祉施設等職員応援金」(交付終了)
 - 児童福祉施設等の感染症対策の推進

(6) その他の取組

① 防災対策における感染防止対策 ～避難所の感染防止対策

- 新型コロナウイルス感染症が発生する状況のなか、大雨や地震などの自然災害が発生し、市町村が避難所を開設する場合には、県民の皆様が安心して避難できるよう避難所における感染症対策を進めます。
- 各市町村では、県から提供した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(資料10)等を活用し、避難所を開設する際のゾーニング、避難者の健康管理や感染症が疑われる避難者が生じた場合の対応など、適切な対策の実施に努めます。
- 県は、避難所の運営にあたる市町村職員を対象とした感染防止対策研修を実施するとともに、それぞれの地域への普及を進めるため市町村の避難所運営訓練を支援します。
- 合わせて、市町村が行う感染防止用資機材の整備や、避難所における感染防止対策研修に要する経費を助成し、避難所における感染防止対策を早急に進める市町村を支援します。
- また、安全な親戚・知人宅に避難するなど、避難所が密にならないような避難行動を推奨するとともに県民の皆様に周知します。

-1. より多くの避難所の確保

- 通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、ホテル、研修施設などの新たな避難先の確保を進めます。

-2. 避難所での健康状態の把握

- 避難所の受付では、発熱や咳などの兆候・症状の有無について聞き取りを実施し、兆候・症状が疑われる方は専用のスペースを設けます。
- 避難生活開始後も定期的に健康状態を確認します。

-3. 専用スペースの確保

- 感染症が疑われる方のために、避難所とは別の建物や避難所内の個室を確保し、一般の避難者とはゾーンや動線を区別した対応を実施します。

-4. 手洗い、咳エチケットなどの基本的な対策の徹底と衛生環境の確保

- 避難所全てのスタッフと避難者が手洗いなどの適切な感染対策を行うことで、感染を減らすことができるため、マスクの着用などの咳エチケッ

トと併せた基本的な感染症対策を徹底します。

- 炊事場やトイレなど共同で使用するような箇所は定期的に清掃するなど、衛生環境を確保します。

-5. マスクなどの感染症資機材の備蓄

- マスクや消毒薬など、必要な感染症資機材について備蓄を進めます。

【 県民の皆様への避難行動のお願い 】

- 市町村が発行するハザードマップで自宅の災害リスクを確認し、事前に避難先を家族で話し合っておきましょう。
- 安全な避難先として、自宅に留まることや親戚・知人宅に避難することも検討してください。
- 避難する際には、マスク、消毒薬、体温計などをできるだけ携行してください。

② 宿泊事業者が実施する感染防止対策への支援

- 宿泊事業者が実施するサーモグラフィーの導入などの感染防止対策を支援します。

③ 県民・事業者の皆様への情報提供

- 本部長である知事から、感染状況や医療提供体制の確保の状況、県として講じる新たな取組などについて、メッセージや情報を発信し、県民や事業者の皆様幅広く理解と協力を求めます。
- また、Web ページや SNS など、あらゆる媒体を活用して、県民の皆様のご生活や事業者の皆様のご社会経済活動に役立てていただくことができるよう、広く周知に努めます。
- さらに、県民や事業者等の疑問や不安にお応えするため、必要に応じて「県民相談総合窓口(コールセンター)」を開設して対応します。

④ 県の実施体制及び国・市町村等との連携

- 本県の感染症対策を着実に進めるため新設した感染症対策局を中心に、全庁横断的な体制を維持するとともに、対策の実施に際しては、医療・福祉関係者や専門家、国や隣接県、県内市町村など関係機関や諸団体と緊密に連携・協力し、迅速かつ的確に対応を進めていきます。

参考資料

- 資料 1 人の接触を8割減らす10のポイント
- 資料 2 新しい生活様式の実践例
- 資料 3 あいちの買い物ルールと公園利用のお願い
- 資料 4 適切な室内環境を維持するポイント
- 資料 5 都道府県をまたぐ移動の段階的緩和の目安
- 資料 6 これまでにクラスターが発生した主な施設類型
- 資料 7 イベント開催制限の段階的緩和の目安
- 資料 8 緩和施設で講じるべき感染防止対策
- 資料 9 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧
- 資料 10 感染防止対策リスト
- 資料 11 感染リスク高まる5つの場面と感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫
- 資料 12 避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
- 資料 13 営業時間短縮・休業の要請の概要(8月5日(水)～8月24日(月))
- 資料 14 緊急事態宣言
- 資料 15 高齢者を守る8つのポイント
- 資料 16 警戒領域への移行に伴う県民・事業者の皆様へのお願い
- 資料 17 ハロウィンなど「季節の行事」における感染防止対策の徹底のお願い
- 資料 18 営業時間短縮・休業の要請の概要(11月29日(日)～1月11日(月))

人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守るよう、日常生活を見直してみましよう。

1 ビデオ通話で
オンライン帰省



2 スーパーは1人
または少人数で
すいている時間に



3 ジョギングは
少人数で
公園はすいた時間、
場所を選ぶ



4 待てる買い物は
通販で



5 飲み会は
オンラインで



6 診療は遠隔診療

定期受診は間隔を調整



7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8 飲食は
持ち帰り、
宅配も

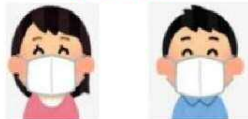


9 仕事は在宅勤務

通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10 会話は
マスクをつけて



3つの密を
避けましょう

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話や発声をする密接場面

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理

も、同様に重要です。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、別途、関係団体が順次作成している。

あいちの「買い物ルール」

「県民の皆様」へ

- ① 少人数 ~できるだけ一人又は必要最小限の家族のみで
- ② 短時間 ~買い物メモを準備し滞在時間を短縮する
- ③ 咳エチケット等の徹底 ~必ずマスク着用・手洗い・入店前後の消毒を
- ④ 混雑時を避ける ~すいている時間に、人との距離をあけて
- ⑤ 買いためや買い急ぎはしない ~必要な分だけ買うように
- ⑥ 毎日の利用はしない ~2~3日に1回の計画的な利用を

「スーパー等事業者の皆様」へ

- ① 混雑時の入場制限 ~買い物かごコントロール等
- ② 人と人との距離の確保 ~入店・会計待ち時のテープ等による間隔明示等
- ③ 共用部の消毒・手指衛生 ~扉や手すりなどの消毒等
- ④ レジ前のパーティション ~ビニールシートの活用等

高齢者・障害者などへの配慮を

- 「開店から1時間程度」を、高齢者、障害者、妊婦、ヘルプマークの皆様が、安全に、安心して買い物をすることができる時間としていただけるよう、事業者の皆様・利用客の皆様にご協力をお願いします。

公園を利用される「県民の皆様」へ

- ① 少人数 散歩やジョギングなども、少人数で
- ② 混雑を避ける すいている時間、すいている場所を選んで
- ③ 人と人との距離を適切にとる

別紙3 適切な室内環境を維持するポイント

■ 1. 寒い環境でも換気の実施

- 機械換気による常時換気を
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で常時窓開け（窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！）
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により1000ppm以下を維持

■ 2. 適度な保湿（湿度40%以上を目安）

- 換気しながら加湿を（加湿器使用や洗濯物の室内干し）
- こまめな拭き掃除を

資料5

都道府県をまたぐ移動の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出自粛の強化等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	△ * 不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	△ * 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ① 6月1日～	○ * 一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後		△
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○	* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保 * GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 * ステップ③から約3週間後		○ * GoToキャンペーンによる支援

※ 愛知・岐阜・三重の東海3県においては、社会経済圏が深く重なり合っていることから、3県間における観光を含めた人の移動を6月1日から緩和する。

資料6

5月22日付けで「休業協力要請を継続する施設」として発表した施設

種類	休業協力要請を継続する施設
遊興施設	パブ(接待を伴うもの) バー(接待を伴うもの) ダーツバー(接待を伴うもの) キャバレー ナイトクラブ ライブハウス カラオケボックス スナック 個室付浴場業に係る公衆浴場 デリヘル ヌードスタジオ のぞき劇場 ストリップ劇場
運動施設	スポーツジム

資料6～参考

【別紙1】

これまでにクラスターが発生した主な施設類型

- ① 新型インフルエンザ等対策施行令11条第1項各号に掲げる施設（第1号の学校及び第3号の大学等を除く）

施設類型	備考
保育所、介護老人保健施設等	事業の継続が求められる事業（基本的対処方針）
スポーツジム、スポーツ教室等の屋内運動施設	—
バー	—
カラオケ	—
ライブハウス	—
キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店	—

- ② ①以外の施設等

施設類型	備考
飲食店（接待を伴わないもの）	事業の継続が求められる事業（基本的対処方針）
医療機関	事業の継続が求められる事業（基本的対処方針）
企業、官公庁等の事務所	事業の継続が求められる事業（基本的対処方針）
クルーズ船、その他	—

I 12月以降のイベント開催制限のあり方について（概要）

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの人数上限及び収容率要件については、当面来年2月末まで、原則として現在の取扱いを維持することとする。ただし、来年2月末までの間であっても、足元の感染状況や大規模イベントの実証結果等を踏まえ、見直すこともあり得ることとする。
- その上で、エビデンス等に基づき、収容率要件について、12月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提とするイベント（クラシック音楽コンサート等）を100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を50%以内とする現行制限を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内とする。
- これまでと同様、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、引き続き大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 来年3月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

時期		収容率	
12月1日～ 当面来年2月末まで	イベントの種類	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、 舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、 公演・式典、展示会 等 ・ 飲食を伴うが発声がないもの （注2）	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、 スポーツイベント、 公営競技、公演、 ライブハウス・ナイトクラブでの イベント 等
		100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%^(※)以内 （席がない場合は十分な間隔）

注1：人数上限については現行と同様とする。

注2：これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

(※) ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

イベント開催時の必要な感染防止策①

【別紙1】

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

①	マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨ 飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例：観客席等)は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩ 参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 * ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪ 参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ(COCoA)や各地域の通知サービスの奨励 * アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫ 演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮ 入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安(人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう)を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

映画館等(飲食を伴うものの発声がないもの)における感染防止策

【別紙2】

- 今後、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提にして、収容率を100%以内にする事ができることとする。

具体的な条件(感染防止策)

① 食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・ イベント前に食事時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
② 会話が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面(例：上映前後・休憩中のシアター内等)での飲食禁止 ・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
③ 十分な換気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること (野外的場合は確認を要しない)
④ 連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ(COCoA)や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 * アプリのQRコードを入口に掲示すること等
⑤ 食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間の飲食が想定される場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

大声での歓声・声援等がないことを前提とするものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽 クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	音楽 ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等 現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	スポーツイベント サッカー、野球、大相撲 等
舞踊 バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	公営競技 競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能 雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	公演 キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブ ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典 各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ
展示会 各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	

(注) ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
 ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」として取り扱わない。

野外フェス等における感染防止策

【別紙4】

- これまで、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合については、「十分な人と人との間隔（1m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること」とされていたが、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人と人との間隔が設ける」ことに該当し、開催可能と明確化。

具体的な条件（感染防止策）

① 身体的距離の確保	・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
② 密集の回避	・定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・誘導人員の配置 ・時差・分散措置を講じた入退場
③ 飲食制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛
④ 大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
⑤ 催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑥ 連絡先の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等

基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「**新しい生活様式の定着**」、「**業種別ガイドラインの遵守**」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的）等）に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

感染リスク

感染防止策

接触感染

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加

- ・こまめな手洗いの励行
- ・出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人とが**触れ合わない距離**の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

飛沫感染

※ 5µm以上の粒子

- ・感染者の飛沫（5µm以上）の吸い込み ※マスクを外す場合(会場での飲食等)には、飛沫飛散が生じ感染リスク増加

- ・マスク着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・劇場・ホール内での**食事**は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため**自粛**を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

マイクロ飛沫感染

※ 5µm未満の粒子

- ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク）
- ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク）
- ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空気中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告

- ・大声を伴うイベントでは**隣席との身体的距離の確保**
- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため**換気を強化**

(留意事項)

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し 等）
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入 等）
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

エビデンス等を踏まえた個別イベントの開催のあり方について

基本的方向性

- ・これまでの基本的な感染防止策（別紙1）を前提に、①**大声を出すことによるリスク**、②**食事をする事（マスクを外すこと）によるリスク**、③**参加者の自由行動を伴うことによるリスク**の3点について検討。
- ・各リスクに対する必要な感染防止策をエビデンス、実績等に基づき検討。
- ・必要な感染防止策を講じる場合は、これまでの実績も踏まえつつ、開催制限の緩和が考えられる。
- ・イベントの大規模化に伴い一般に高まるリスクについても、具体的な対策内容を検討。

感染リスク

エビデンス・実績

必要な感染防止策

大声を出す

- 合唱（演者間の距離）
- ・飛沫、マイクロ飛沫の飛散による**演者間**の感染

- 合唱（演者間の距離）
- ・屋内の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション

- 合唱（演者間の距離）
- ・演者やその家族の**体調・行動管理**
- ・講じる防止策（マスク、フェイスシールド、マウスシールド着用等）に応じた適切な**対人距離**の確保
例：マスク着用時は前後1m左右50cm、未着用時は前後2m左右1m等
- ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）

食事をする

- ・食事に伴いマスクを外した場合の、発声による飛沫、マイクロ飛沫の飛散

- ・食事時の飛沫飛散の**実測**

- 映画館（別紙2）
- ・会話等の発声が生じていない**実績**
- ・**食事**中の会話厳禁（注意喚起、監視体制等）
- ・食事時以外の**マスク着用厳守**（必要に応じ配布等）
- ・食事時間の**短縮**
- ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）

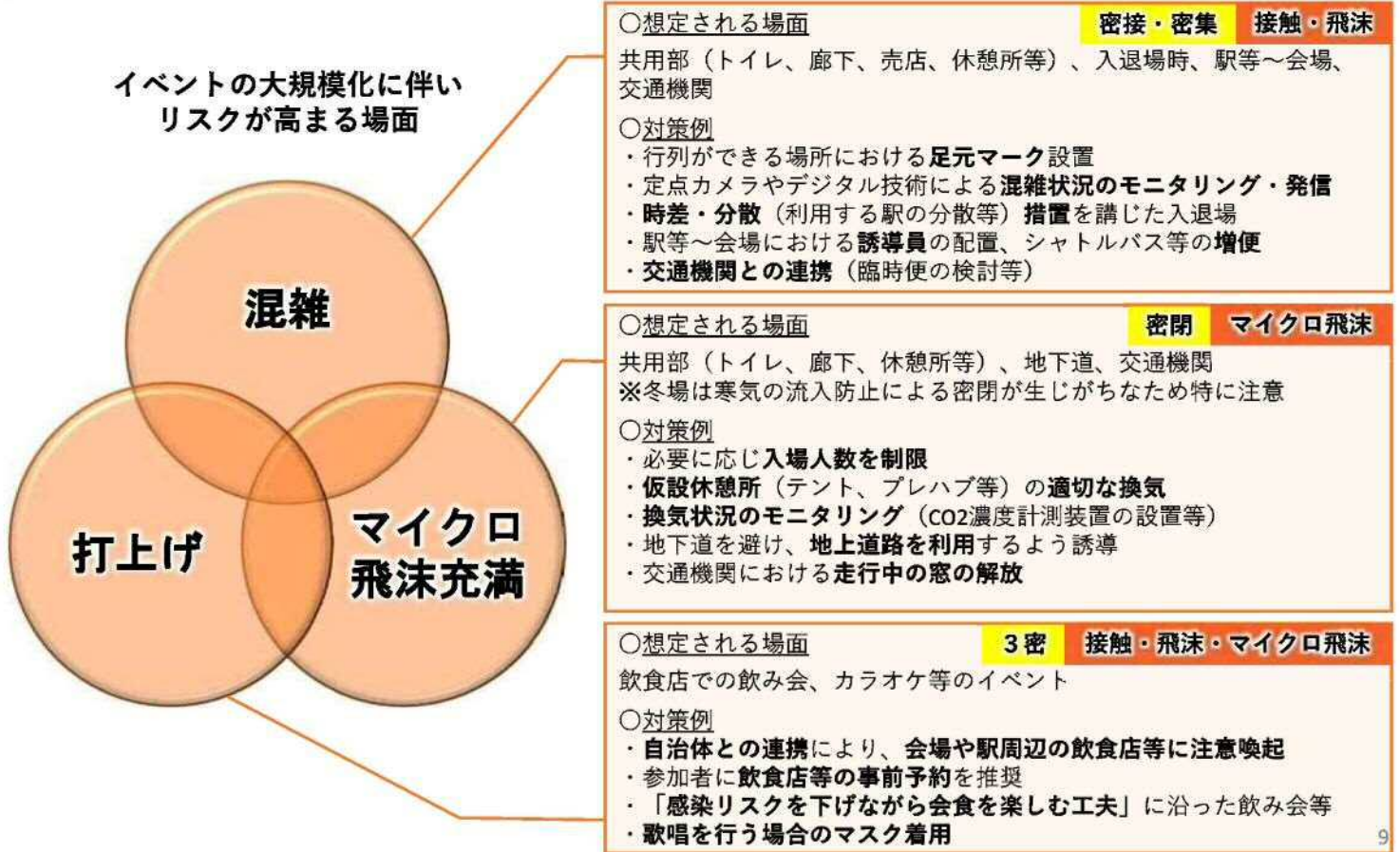
参加者の自由行動を伴う

- ・会場内での密接、密集の発生による**接触感染**、飛沫感染の増加可能性
- ・固定席に比べ、**接触機会**が増加

- ・屋外の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション
- ・感染防止策を講じた**実証実績**

- 野外ロックフェス、初詣（別紙4、5）
- ・移動時の適切な**対人距離**の確保（誘導人員の配置等）
- ・区画あたりの**人数制限**、ビニールシート等を用いた適切な**対人距離**の確保
- ・飲食の適切な制限、過度な飲酒の**禁止**
- ・大声が発生しないよう**注意喚起**

- イベントが大規模化するにつれて、**混雑**、**マイクロ飛沫充満**、**打上げ**により、**感染リスクが高まるおそれがある**。
- イベントごとの態様や場面において、以下に代表されるような具体的な対策内容をそれぞれ検討することが求められる。



収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- ・ **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
- ・ **マスク着用の担保**（感染リスクの拡散防止）
マスクを持参していない者がいた場合は**主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保**
- ・ **参加者及び出演者の制限**（感染リスクの拡散防止）
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（**検温の実施**、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこと等）
- ・ **参加者の把握**（感染リスクの拡散防止）
事前予約時又は入場時に**連絡先を確実に把握**することや、**接触確認アプリ（COCOA）**や**各地域の通知サービス**のダウンロード促進等の**具体的措置**を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
- ・ **大声を出さないことの担保**（大声の抑止）
大声を出す者がいた場合、**個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**（人員を配置する等）
スポーツイベント等では、**ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**
- ・ **密集の回避**（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）
入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や**十分な換気**
休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、**目安の人数上限等を下回る制限の実施**
- ・ **演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除**
演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせること
- ・ **催物前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、**交通機関・飲食店等の分散利用**を注意喚起、可能な限り、**予約システム等の活用により分散利用を促進**

※催物等における**クラスターの発生があった場合**、都道府県は、**目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握**するとともに、主催者に**感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める**。